

# ねりまの文化財

## 平成12年度 登録・指定文化財決まる!

昭和六一年一〇月施行の練馬区文化財保護条例により、毎年、区内にある文化財のうち、価値あるものを「登録文化財」とし、このなかでも特に重要なものを「指定文化財」としています。平成一二年度も文化財保護審議会の意見に基づき、次の文化財について新たに指定・登録することを教育委員会で二月一三日に決定し、翌日告示しました。

地域の歴史を知ることができる古文書などの有形文化財や地域に親しまれている地蔵などの有民俗文化財の計六件を指定・登録しました。今回で、条例に基づく指定文化財は三四件に、登録文化財は一三一件になりました。

なお、文化財をご覧になりたいときは、所有者の迷惑にならないようご配慮ください。また、文化財によっては公開していないものもありますので、ご注意ください。

### 相原家薬医門(一棟)

指定有形文化財

- 所有者 相原好吉
- 所在地 田柄五十八

●通称「南部の赤門」と呼ばれており、木部全体が赤く塗られている門です。

修理の際、屋根裏から建築の由緒などが記された棟札が発見されました。棟札の表面には、万延元年(一八六〇)四月二二日の年記と「再建表門一宇御屋舖御

武運長久當家繁築処祈」とあり、裏面には祈願者の「南部様 御用人兼御目付 目時隆之進」と相原家当主名などが記されています。目時隆之進は、江戸時代の陸奥国盛岡藩(南部藩)の藩士です。また、名主であった小島家に伝わる享和四年(一八〇四)の古文書に現・光が丘地域に南部藩の領地があったことが記されています。相原家はその土地を管理していたといわれ、この棟札は南部藩との関

練馬区教育委員会  
生涯学習課  
(文化財係)  
☎ 3993-1111  
〒 176-8501  
練馬区豊玉北6-12-1

係を示すものといえます。

薬医門は切妻造りで、茅葺き。本柱中心の間隔が二・六七mで、大戸がついています。木組みは本柱、控柱、冠木、腕木からなっています。木部の赤は、黄土を焼いて作る赤い顔料である紅殻(ベンガラ)によるもので、当初は柿渋が塗られていました。

道路からご覧になれます。



### 関のかんかん地蔵(一基)

指定有形民俗文化財

- 所有者 石神井台一―一五 三宝寺
- 所在地 関町東一―一八
- 総高二二〇cmで、蓮華座に載り珠杖を持った立姿の石造で、青梅街道に面して立っています。

台石は六角形で、「武州豊島之郡 関村」、「正□□年辛卯 十月大善根日」などの陰刻があり、旧関村の人々によって正徳元年(一七二二)に立てられたことがわかります。文政二年(一八二八)完成の地誌『新編武蔵風土記稿』に「石地蔵像 座像長六尺、青梅道ノ北側二立

り、関ノ地蔵ト云、祈願ヲナスモノ石ニテ打テバカ子ノ音アルヲモテ、カンカン地蔵トモ云」とあり、江戸時代から信仰を集めていた様子がわかります。

現在でも地域の人々によって守られています。道路からご覧になれます。



